



小美玉市告示第190号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により，小美玉都市計画防火地域及び準防火地域を決定したので，同法第20条第1項の規定に基づき告示し，同条第2項の規定に基づき，当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成28年10月4日

小美玉市長 島田 穰



1 都市計画の種類

準防火地域（羽鳥駅周辺地区）

2 都市計画を決定する土地の区域

（1）羽鳥駅周辺地区

ア 準防火地域

（ア）追加する部分

小美玉市大字羽鳥字東平，字東裏の各一部

3 縦覧場所

小美玉市都市建設部都市整備課

## 小美玉都市計画 防火地域及び準防火地域の決定（小美玉市決定）

都市計画防火地域及び準防火地域を次のように決定する。

種 類	面 積	備 考
準防火地域	約 2.7ha	新規決定地域 約 2.7ha

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

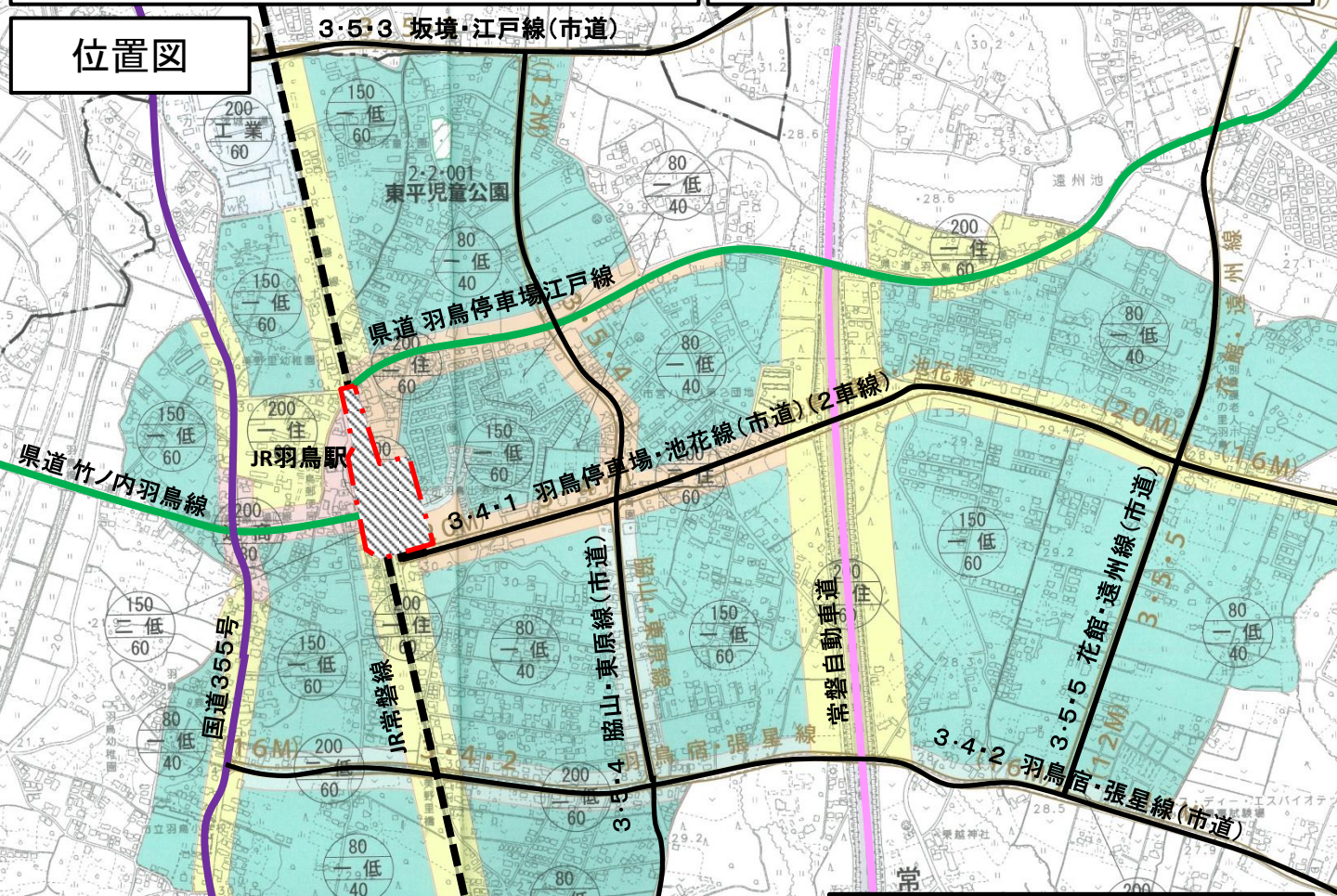
### 理 由

用途地域を近隣商業地域に変更することから、都市防災機能の充実・強化のため、準防火地域を指定する。

# 小美玉都市計画 準防火地域の決定 (小美玉市決定)

位置: 小美玉市大字羽鳥字東平,  
字東裏の各一部  
準防火地域(約2.7ha)

## 位置図



凡 例	
今回新たに準防火地域界となる部分	— · — · —
今回新たに準防火地域から除外される部分	— · · · —
今回変更に係わらない部分	— · — · —
防火・準防火地域	斜線
用途地域	
第一種低層住居専用地域	緑色
第二種低層住居専用地域	黄緑色
第一種中高層住居専用地域	濃緑色
第一種住居地域	黄色
第二種住居地域	オレンジ色
準住居地域	茶色
近隣商業地域	薄茶色
準工業地域	紫色
工業地域	水色
工業専用地域	濃青色

## 詳細

